



宮 崎 県 公 報

平成19年6月21日(木曜日) 第 1889 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 民有林の保安林の指定の解除予定…………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知 (2 件) …… (“) 1
- 宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (山村・木材振興課) 1
- 特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 1
- 道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (4 件) …………… (“) 3
- 浸水想定区域の指定…………… (河川課) 4

訓 令 甲

- 文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 4
- ### 公 告
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 4
 - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (生活・文化課) 4
 - 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (“) 4
 - 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (地域産業振興課) 5
- ### 公安委員会公告
- 警備員等の検定の実施について…………… 5
- ### 選挙管理委員会告示
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 5

告 示

宮崎県告示第 563号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成19年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所
東臼杵郡門川町大字門川尾末字由良ノ口10256-3・10257-2 (次の図に示す部分に限る。)
- 民有林の保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 564号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 宮崎市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 解除の理由 電気工作物施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 565号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成19年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 宮崎市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 電気工作物施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 563号
宮崎県告示第 564号
宮崎県告示第 565号

平成19年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 566号

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程 (平成16年宮崎県告示第 565号) の一部を次のように改正する。

別添様式第 1 号 (注) 中

- 「3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。」を
- 「3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目を追加するなど様式を変更すること。」
- 4 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施工例第 7 条第 1 項に規定する資金調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第 3 条第 1 項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。」

改める。

註 記

この告示は、各課の口から縦覧に供する。

宮崎県告示第 567号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定期検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、平成 19 年 8 月 1 日から平成 19 年 11 月 5 日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

平成 19 年 6 月 21 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	8 月 1 日	午後 1 時から 午後 4 時 30 分まで	えびの市役所真幸出張所	えびの市全域
	8 月 2 日	午前 9 時から 午後 4 時 30 分まで	飯野地区公民館	えびの市全域
	8 月 3 日	午前 9 時から 午後 2 時 30 分まで	えびの市役所	えびの市全域
	8 月 1 日から 10 月 1 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	宮崎県計量検定所	えびの市全域
質量計	8 月 6 日	午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	椎葉村開発センター	椎葉村全域
	8 月 7 日	午前 10 時から 午後 0 時 30 分まで	諸塚村中央公民館	諸塚村全域
	8 月 9 日	午前 11 時 30 分から 午後 1 時 30 分まで	北郷区林業センター	美郷町全域
	8 月 9 日	午後 2 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	南郷区多目的センター	美郷町全域
	8 月 10 日	午前 9 時から 午後 0 時まで	西郷区ニューホープセンター	美郷町全域
	8 月 6 日から 10 月 9 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	宮崎県計量検定所	椎葉村、諸塚村、美郷町全域
質量計	8 月 20 日	午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	上井野地区公民館	門川町全域
	8 月 21 日	午前 9 時から 午後 4 時まで	門川町役場	門川町全域
	8 月 22 日	午前 9 時から 午後 0 時まで	東郷町地域自治センター	日向市全域
	8 月 22 日	午後 1 時から 午後 4 時まで	日向市役所	日向市全域
	8 月 23 日	午前 9 時から 午後 2 時 30 分まで	日向市役所	日向市全域

	8 月 20 日から 10 月 22 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	宮崎県計量検定所	門川町、日向市全域
質量計	9 月 5 日	午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	北川町総合支所	延岡市北川町全域
	9 月 6 日	午前 9 時 30 分から 午後 0 時まで	北浦町総合支所	延岡市北浦町全域
	9 月 6 日	午後 2 時から 午後 4 時 30 分まで	北方町総合支所	延岡市北方町全域
	9 月 5 日から 11 月 5 日まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	宮崎県計量検定所	北川町、北浦町、北方町全域

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第 568 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成 19 年 6 月 21 日から平成 19 年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 21 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 265 号	児湯郡西米良村大字板谷字折戸 102 番 1 地先から同郡同村同大字同字 105 番 5 地先まで	旧	4.0 ~ 35.0	1041.0
				新	7.0 ~ 35.0	1041.0

宮崎県告示第 569 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成 19 年 6 月 21 日から平成 19 年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 21 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 47号	えびの市大 字内堅字大 河平 947番 145地先か ら同市同大 字字瀬戸口 1038番19地 先まで	旧	5.5 ~ 32.0	1050.0
				新	12.0 ~ 55.5	970.0

宮崎県告示第 570号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月21日から平成19年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
104	県道	霧島公 園小林 線	小林市大字 細野字竹山 5138番 1 地 先から同市 同大字同字 5136番 1 地 先まで	旧	10.8 ~ 12.8	123.7
				新	15.5 ~ 18.9	123.7

宮崎県告示第 571号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月21日から平成19年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	児湯郡西米 良村大字板 谷字折戸 1 02番 1 地先 から同郡同 村同大字同 字 105番 5 地先まで	平成19年 6 月21日

宮崎県告示第 572号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月21日から平成19年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4 47号	えびの市大 字内堅字大 河平 947番 145地先か ら同市同大 字字瀬戸口 1038番19地 先まで	平成19年 6 月21日

宮崎県告示第 573号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月21日から平成19年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
104	県道	霧島公 園小林 線	小林市大字 細野字竹山 5138番 1 地 先から同市 同大字同字 5136番 1 地 先まで	平成19年 6 月21日

宮崎県告示第 574号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 6 月21日から平成19年 7 月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 6 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
355	県道	旭村木	東諸県郡国	平成19年 6 月21日

脇線	富町大字八代北俣字井ノ原2316番21地先から同郡同町同大字字井野2422番1地先まで
----	---

- H3503296
- 4 有効期間
平成18年3月20日から平成19年3月19日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
都城農業協同組山之口給油所
- 6 紛失年月日
平成18年7月27日

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成19年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 575号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により一ツ瀬川水系一ツ瀬川、三財川及び三納川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県土木整備部河川課、宮崎県宮崎土木事務所、宮崎県西部土木事務所及び宮崎県高鍋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓 令 甲

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。
平成十九年六月二十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令甲第二十一号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程（平成12年訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中第六項を第七項とし、同条第五項中「前三項」を「第二項、第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 第一項の規定により処理する事案のうち法第二百三十四条第一項に規定する契約（以下「契約」という。）に係る契約書については、行政経営課長は一定の文案を例文として定めることができる。

第二十五条中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成19年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類
200ℓ券
- 2 用途
農業
- 3 記号及び番号

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年6月11日	特定非営利活動法人 ささゆり	友清 英一	宮崎県延岡市緑ヶ丘4丁目19番6号	この法人は、地域生活を豊かなものにしたいと希望するもの全般に対して、生活の質の向上を図るため、利用者の意向を尊重し、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、明るく豊かで楽しい社会生活を実現することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成19年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年6月7日	特定非営利活動法人 えびの福祉作業所	櫛山 義正	宮崎県えびの市大字大明司455番地3	この法人は、地域の社会資源を活用し、知的障害者に働く喜びを与え、お互いに助け合う協調性や社会の一

員としての自覚を持たせ、希望を持って前向きに生活出来るとともに、障害者に対する正しい理解が得られるように地域社会に働きかけることを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年6月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ島之内店
宮崎市大字島之内字境田6358番1 外
- 意見の概要
特になし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政務所、宮崎県都城商工労働政務所及び宮崎県延岡商工労働政務所

(2) 期間

平成19年6月21日から平成19年7月23日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成19年6月21日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

- 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2 級	平成19年10月2日午前9時から午後5時 ころまで

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

- 実施場所
宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター
- 定員
30人（受付先着順とする。）
- 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している

警備員

5 検定申請手続き

(1) 受付期間

平成19年8月13日(月)から8月24日(金)まで（土、日曜を除く。）
の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項。

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号0985-31-0110内線3024、3051）に行うこと。

(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第56号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設とし

て市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。		センター		1	
平成19年6月21日		北川町瀬口集会所		北川町川内名3132番地 1 150	
宮崎県選挙管理委員会委員長 若友慶二		北川町深瀬集会所		北川町川内名5698番地 6 100	
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中		北川町白石生活改善センター		北川町川内名7453番地24 100	
「（平成19年3月2日現在）」を「（平成19年6月2日現在）」に		北川町深崎集会所		北川町川内名8497番地 70	
「		北川町上赤集会所		北川町川内名9862 100	
宮崎市東高岡体育館		北川町家田生活改善センター		北川町長井1547番地 120	
「		北川町母子健康センター		北川町長井3964番地 120	
の次に		北川町長井健康増進センター		北川町長井5453番地 250	
「		俵野宮農研修センター		北川町長井6565番地 2 120	
天ヶ城体育館		北川町松瀬集会所		北川町川内名1865番地 1 50	
「		北川町八戸コミュニティセンター		北川町川内名8601の 1 50	
及び		北川町下赤集会所		北川町川内名9545番地 3 50	
「		北川町飛石集会所		北川町長井5144番地の 1 120	
宮崎市高岡福祉保健センター		ホタルの館		北川町川内名7330番地 200	
「		大崩研修棟		北川町川内名 10457番地 1 100	
を加え、					
「		を削り、			
高岡地区農村環境改善センター		「		牟田原構造改善センター	
高岡町内山2880番地 1 260		大貫中区公民館		大字東麓3619番地 8 80	
「		の次に			
大貫町5丁目1542番地 3 300		「		牟田原農業構造改善センター	
の次に		延岡市東海コミュニティセンター		大字東麓3619番地 8 80	
「		延岡市東海コミュニティセンター		大字東麓3619番地 8 80	
延岡市東海コミュニティセンター		大門町 799番地 150			
、		延岡市川中コミュニティセンター		に改め、	
「		延岡市川中コミュニティセンター		北川町多目的研修集会施設	
延岡市川中コミュニティセンター		桜小路 360番地 2 150		北川町大字川内名7250番地 200	
及び		北川町老人福祉館		大字川内名7226番地の 2 100	
「		北川町下塚集会所		大字川内名1227番地 120	
延岡市岡富コミュニティセンター		北川町葛葉生活改善センター		大字川内名1992番地乙の 1 100	
「		北川町瀬口集会所		大字川内名3132番地 1 150	
北浦町大井農業集落センター		北川町深瀬集会所		大字川内名5698番地 6 100	
北浦町三川内 403 245		北川町白石生活改善センター		大字川内名7453番地24 100	
の次に、		北川町深崎集会所		大字川内名8497番地 70	
「		北川町上赤集会所		大字川内名9862 100	
北川町多目的研修集会施設		北川町家田生活改善センター		大字長井1547番地 120	
北川町老人福祉館		北川町母子健康センター		大字長井3964番地 120	
北川町下塚集会所		北川町長井健康増進センター		大字長井5453番地 250	
北川町葛葉生活改善		俵野宮農研修センタ		大字長井6565番地 2 120	

—			
北川町松瀬集会所	北川町大字川内名1865番地 1	50	
北川町八戸コミュニ ティセンター	〃 大字川内名8601の 1	50	
北川町下赤集会所	〃 大字川内名9545番地 3	50	
北川町飛石集会所	〃 大字長井5144番地の 1	120	
ホテルの館	〃 大字川内名7330番地	200	
大崩研修棟	〃 大字川内名 10457番地 1	100	
			」
を削除する。			